

写

福島労発基 0702 第1号
令和6年7月2日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長
井口 真 嘉

福島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。